

本市におけるごみ収集業務の現状について

1 本市のごみ収集業務

(1) ごみ収集業務の形態

ごみの区分		収集回数	収 集 形 態 等
定 点 収 集	燃やすごみ	週 2 回	○ 月・木、火・金の曜日の組合せで週 2 回定曜日収集（午前収集） ○ パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、積み替える方法で収集。また、一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っている。 ○ 燃やすごみ用の有料指定袋（黄色）
	缶・びん・ペットボトル	週 1 回	○ 水、木、金曜日いずれかの週 1 回定曜日収集 ○ 資源ごみ用の有料指定袋（透明）
	プラスチック類	週 1 回	○ 月～金曜日いずれかの週 1 回定曜日収集 ○ 資源ごみ用の有料指定袋（透明）
	小型金属類・スプレー缶	月 1 回	○ 鍋、やかん、フライパンなどの最長部分が概ね 30 センチ以下の金属類及びスプレー缶 ○ 月 1 回の定曜日収集 ○ 軽四輪車による収集
	雑がみ	月 2 回	○ 月 2 回の定曜日収集

(2) ごみ収集作業の週間予定

		月曜日	火曜日	水曜日	木・金曜日
午 前	3～4回	燃やすごみ	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル、 小型金属類・スプレー缶	燃やすごみ、 缶・びん・ペットボトル
午 後	1～2回	プラスチック類	プラスチック類、 雑がみ		プラスチック類

2 京都市まち美化事務所規則に定められている設置目的

(1) 一般廃棄物の収集運搬等

- ・所管区域内の家庭から排出されるごみの収集運搬
- ・まごころ収集（ごみ収集福祉サービス）や福祉対策袋の交付（京都市家庭ごみ収集用指定袋の無料配布）、防鳥用ネットの貸与、防鳥用ケージの使用に関する協議

(2) ごみの減量、再資源化の推進

- ・資源物の拠点回収・移動式拠点回収の実施
- ・地域におけるごみの減量や分別・リサイクルに係る活動の支援
- ・地球温暖化対策をはじめとする総合的な環境行政の推進
- ・不法投棄の監視パトロールや撤去、ボランティア清掃の取組支援 など

(3) 環境意識の普及啓発

- ・環境学習の企画・実施
- ・ごみの出し方、資源物の分別方法など市民からの様々な相談対応
- ・事務所業務に関係する機関との連携・協議の実施 など

3 ごみ収集業務の体制等

(1) まち美化事務所の所管区域

職員規模に応じた執行体制のスリム化と、事務所運営の経費削減などのコスト縮減を図るため、平成22年4月、平成23年10月、令和4年4月に再編を行い、11事務所体制（各行政区に設置）から以下の6事務所体制に移行した。

事務所名	所轄区域
東部まち美化事務所	北 区・上京区・左京区
山科まち美化事務所	山科区・伏見区（醍醐地域のみ）
南部まち美化事務所	東山区・下京区・南区
西部まち美化事務所	右京区・中京区
西京まち美化事務所	西京区
伏見まち美化事務所	伏見区（醍醐地域を除く）

(2) 業務実施体制

本市では、本市が所有・管理する車両で本市職員が収集を実施する「直営」、委託事業者が所有・管理する車両で委託事業者が収集を実施する「委託」にて業務を実施している。

実施手法	車両調達	運転手	収集員	合計乗車人員
直 営	本 市	市職員	市職員 2 名	市職員 3 名
委 託	委託事業者	委託事業者	委託事業者 2 名	委託事業者 3 名

(3) 直営・委託の状況

ごみ収集運搬業務の更なる効率化と持続可能な体制の構築を目的として、直営による体制（庸車含む）を縮小し、委託化を進めている。

	平成 1 8 年 4 月	令和 7 年 4 月
直 営	1 2 9 台 ^{※1}	5 2 台
庸 車 ^{※2}	9 2 台	0 台
委 託	3 7 台	1 3 3 台
合 計	2 5 8 台	1 8 5 台
委 託 率	2 6 % ^{※3}	7 1 %

※¹ ごみ収集車両（パッカー車）の台数

※² 車両及び運転手は委託事業者、収集員 2 名は本市職員で乗車する体制。

一定の規模の直営体制を維持しつつ委託化を推進するため、庸車を優先的に縮小してきたことから、令和 4 年度末をもって庸車契約は終了した。

※³ 委託化率は、作業人員のうち委託人員が占める割合

(4) 各まち美化事務所のごみ収集車両の配車台数（令和 7 年 4 月現在の（月）・（火）配車）

		東部	山科	南部	西部	西京	伏見	合計
直 営		1 0	8	1 0	9	7	8	5 2
委 託	京都かんきょう（株）	2 1	5	4	1 1	9	6	5 6
	公栄運輸（株）			7	6	3	4	2 0
	（有）関厚運輸		1 2					1 2
	洛北運輸（株）	1 9						1 9
	京和産業（株）			1	3		1	5
	大同興業（株）			1		3		4
	（有）共栄産業				4			4
	（株）カンボ		1	5		1	1	8
	安田産業（株）						5	5
	計	4 0	1 8	1 8	2 4	1 6	1 7	1 3 3
合 計		5 1	2 6	2 8	3 3	2 3	2 5	1 8 5

(5) 委託事業者との契約手法

徹底した効率化によるコスト削減及び契約における透明性・公平性を確保するため、価格競争と業務の安定した履行の確保の双方を担保する契約手法（競争入札）を導入している。